

別 表 1 (路線バス運行事業者)

<p>交付の対象となる者 (第2条関係)</p>	<p>道路運送法第4条の許可により運行する乗合バス事業者 ただし、公営バス、コミュニティバス、観光(貸切)バス、県外高速バスは除く。</p>
<p>支援金の額 (第2条関係)</p>	<p>支援金の額は、下記算式で計算された金額とする。 【算式】 支援金額：[ア] 対象車両数×3,000円</p> <p>[ア] 対象車両数 対象車両数＝[イ] 車両数×[ウ] 案分係数</p> <p>[イ] 車両数 令和7年度の兵庫県支援制度(公共交通等事業者燃料油高騰対策一時支援金)に申請した車両数とする。</p> <p>[ウ] 案分係数 案分係数＝神戸市内の実車走行キロ[※]/兵庫県内の実車走行キロ[※] ※令和7年10月の実車走行台キロとする。 なお、神戸市内のみを走行する事業者については、案分係数の算出を省略することができる。 ※申請後、令和8年3月31日までに処分・廃業等により保有する車両が減少し、支援金の算定に使用した車両数を下回る場合には、当該下回った車両数分を返還すること。</p>
<p>交付申請、請求 (第3条関係)</p>	<p>交付申請書兼請求書添付書類 (1) 令和7年度の兵庫県支援制度(公共交通等事業者燃料油高騰対策一時支援金)の交付決定通知書の写し (2) 案分係数根拠資料(別添様式第1号) (3) その他必要と認める書類</p>